

田舎館村特定事業主行動計画

～ 職員子育て支援プラン ～

田 舎 館 村 長

田 舎 館 村 議 会 議 長

田 舎 館 村 教 育 委 員 会

田 舎 館 村 選 挙 管 理 委 員 会

田 舎 館 村 代 表 監 査 委 員

田 舎 館 村 農 業 委 員 会

平成22年4月1日

1 目的

急速な少子化の流れを変えるため、国、地方公共団体、事業主など社会を挙げて、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立しました。

村としては、職員が仕事と子育ての両方を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し職場環境づくりを目指していきます。

2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした行動計画を策定する。
- ② 次世代育成支援対策に関する研修・講習・情報提供等を職員に実施する。
- ③ 仕事と子育ての両方等についての相談、情報提供を行う窓口を設置する。
- ④ 啓発資料の作成・配付、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況や職員のニーズ等を踏まえ、計画の見直しを図る。

4 具体的な内容

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則命じないこととする。

(2) 子どもの出生に係る父親の休暇取得の促進

父親が子どもの出生時に、配偶者出産休暇、育児参加休暇等5日間以上の連続休暇の取得を推進、周知徹底を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

① 育児休業及び部分休業制度等の周知

ア 育児休業等に関する資料を各課に通知、配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得を促進する。

イ 育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供する。

ウ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度、手続きについて説明を行う。

エ 研修等において、育児休業制度等の説明を行う。

② 育児休業体験談等に関する情報提供

育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例などについて情報提供する。

③ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

ア 育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。

イ 課長会議等の場において、定期的に育児休業制度等の主旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

ア 育児休業中の職員に対して、広報誌や通達等を送付し、情報提供を行う。

イ 所属課においては、復職時におけるOJT研修等を実施する。

⑤ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

課内の人員配置等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(4) 休暇の取得促進

① 年次休暇の取得促進

ア 課長会議等の場において、職員の計画的な休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

イ 安心して休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

② 連続休暇等の取得の促進

ア 月曜日、金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得を促進する。

イ 国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次休暇の取得を促進する。

ウ 子どもの授業参観日における年次休暇の取得を促進する。

エ 職員やその家族の誕生日や結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得を促進する。

オ 5月の大型連休やお盆期間等における公式会議の自粛を行う。

③ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

(5) 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

① 固定的な性別役割分担意識の是正についての情報提供や研修を通じて意識啓発を行う。

② セクシャルハラスメント防止のための研修内容の充実を図る。

(6) 時間外勤務及び休日勤務の縮減

① 課長会議等の場において、子育て中の職員はもちろん、全職員の時間外勤務縮減の重要性に関する意識啓発を図り、時間外勤務の縮減を図る。

② 週休日又は休日にやむを得ず勤務を命令する場合は、週休日の振替又は代休日の指定等を行い、職員の休日等の確保を図る。

(7) ソフト面での子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(8) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子どもの体験活動等の支援

ア 子ども・子育てに関する地域活動に職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもが参加する地域活動に敷地や施設を提供する。

ウ 子どもが参加する学習会等の行事に、要請に応じて専門的知識・技術を持った職員を派遣する。

② 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故防止について綱紀粛正通知による呼びかけを実施する。

③ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(9) 学習機会の提供等による家庭教育力の向上

職員に対し、家庭教育に関する講座、後援会等の開催情報を提供するとともに、地域の子育て活動に意欲のある方の積極的な参加を促進する。

5 おわりに

子どもは社会の希望であり、未来の力です。このプランは、職員が仕事と子育て・家庭生活を両立できるような環境づくりを推進し、健やかな次世代の育成を支援するために策定したものです。このプランが着実に実施されるためには、男性も女性も、子どものいる人もいない人も、子どもたちが健やかに生まれ育てられることの大切さを認識することが必要となります。職員一人一人が自分自身に関わることとして捉え、「出産・子育てに理解のある働きやすい職場」の実現に協力していただけるものと期待しています。